



うちなー健康経営宣言

第 303 号

令和 3 年 7 月 15 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

弊社は開業 4 年目の真新しい会社ですが、企業として成長していく為には、従業員の健康管理が必要不可欠です。最近では禁煙や食生活の改善に取り組む従業員もいて、企業全体で共有し改善していけたらと考えております。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
6. 健康増進に関する数値目標を設定する。
7. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
8. 運動機会の増進に取り組む。
9. 感染症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。